

掛川市告示第 18 号

浄化槽法第 12 条の 4 第 3 項の規定に基づき、掛川市浄化槽処理促進区域を次のとおり指定する。

令和 3 年 2 月 19 日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市浄化槽処理促進区域図

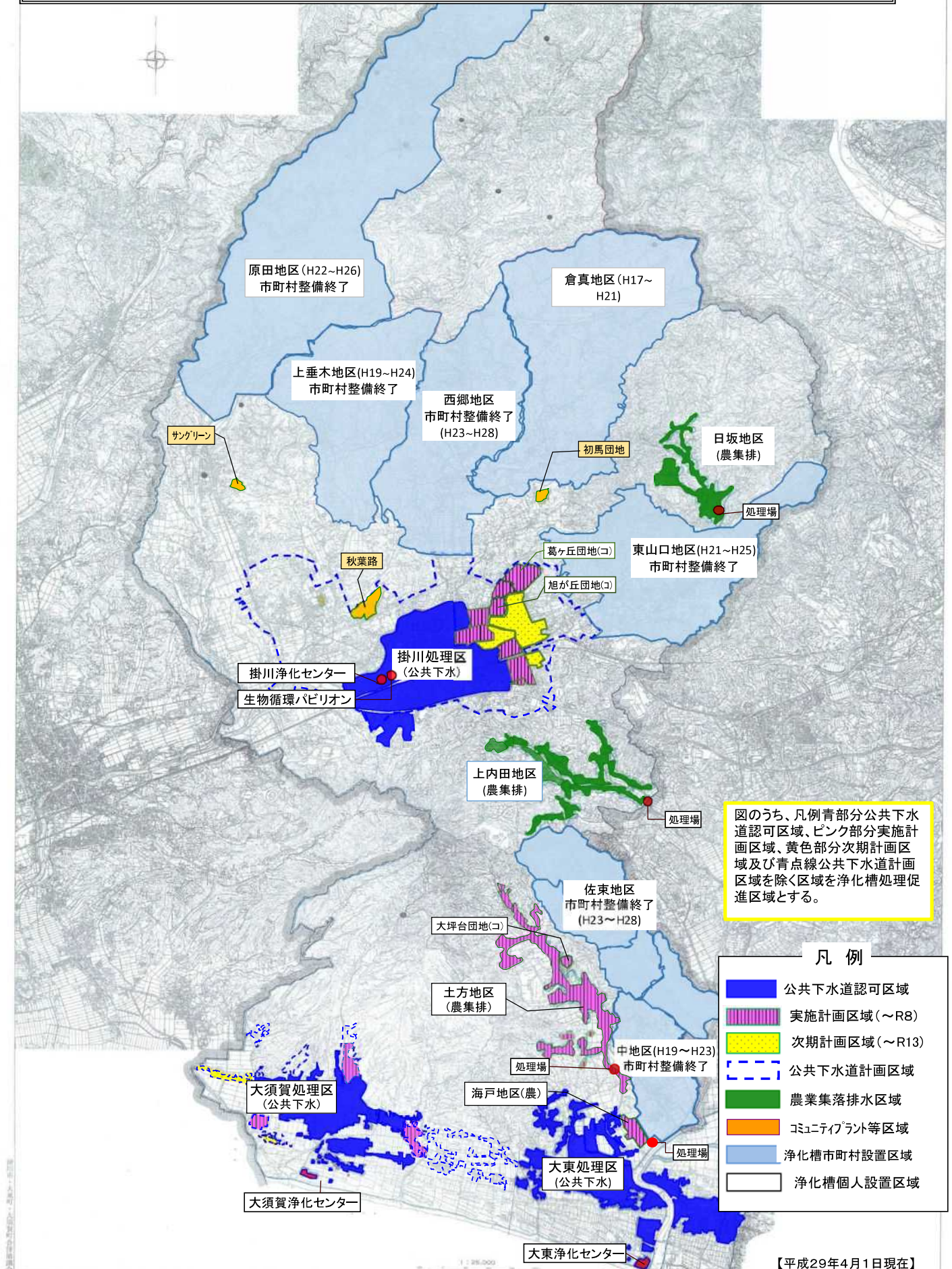
1 指定日

令和 3 年 2 月 19 日

2 指定期間

令和 3 年 2 月 19 日から変更のあるときまで

掛川市汚水処理施設 整備区域図



【平成29年4月1日現在】